

香川県条例第29号

香川県立学校条例の一部を改正する条例

香川県立学校条例（昭和39年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(設置) 第1条 略			(設置) 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校のうち、中学校、高等学校及び特別支援学校を次の表のとおり設置する。		
県立学校の種類	名称	位置	県立学校の種類	名称	位置
略			略		
特別支援学校	略	略	特別支援学校	香川県立小豆島みんなの支援学校	小豆郡小豆島町
	<u>香川県立香川東部支援学校</u>		香川県立香川東部養護学校	さぬき市	
	<u>香川県立視覚支援学校</u>		香川県立盲学校	高松市	
	<u>香川県立聴覚支援学校</u>		<u>香川県立聾学校</u>	高松市	
	<u>香川県立香川中部支援学校</u>		<u>香川県立香川中部養護学校</u>		
	<u>香川県立高松支援学校</u>		<u>香川県立高松養護学校</u>		
	<u>香川県立香川丸亀支援学校</u>		香川県立香川丸亀養護学校	丸亀市	
	<u>香川県立善通寺支援学校</u>		香川県立善通寺養護学校	善通寺市	
	<u>香川県立香川西部支援学校</u>		香川県立香川西部養護学校	観音寺市	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。